

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会 報

第79号

発行 (公社)滋賀県生活環境事業協会
栗東市安養寺7丁目1番25号
ウインドワードTビル3F
電話(077)554-9271
FAX(077)554-9293
E-mail:info@s-seikan.or.jp
URL: http://www.s-seikan.or.jp/
発行日 令和元年8月20日

令和元年度定時総会を開催

すべての議案が原案のとおり可決承認されました



令和元年度定時総会を、去る5月28日(火)に守山市浮気町のライズヴィル都賀山において開催しました。

定時総会は、当協会の安田全男会長からの挨拶に続いて、ご臨席を賜りました知事公室長水上敏彦様から三日月大造滋賀県知事の祝辞をご披露いただき、引き続いて(一社)全国浄化槽団体連合会会長上田勝朗様からのメッセージ、近畿各府県の協会長からの祝電を披露したのち、議長に当協会副会長の北川光明氏を選出して議事に入りました。

議事では、まず平成30年度事業報告、収支決算について承認され、令和元年度事業計画、収支予算を報告し承認されました。続いて、県当局の人事異動に伴い新たに西村利寿滋賀県建築課建築指導室長が特別会員として承認されました。

また、本年は任期満了に伴う役員改選があり、理事13名、監事2名が新役員として選任されました。

なお、当日の定時総会出席者は81名(委任状によるものを含む。)でした。

議事終了後、このたびの役員改選において退任される副会長の北川光明氏に安田会長より感謝状が授与されるとともに、役員ならびに会員を代表して当協会理事の長谷川伸夫氏から花束が贈呈され、定時総会は閉会しました。



【感謝状を受けられる北川光明氏】



【安田会長と北川光明氏】



【安田会長と北川光明氏、長谷川伸夫氏】

竹之内米貴氏が知事表彰を受賞されました

去る5月28日に開催された当協会の令和元年度定時総会に先立ち、県循環社会推進課関係生活環境改善事業功労者知事表彰として株式会社タケノウチ代表取締役の竹之内米貴氏に対して水上敏彦滋賀県知事公室長様より表彰状が授与されました。今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。



【表彰を受けられる竹之内米貴氏】



【竹之内氏と水上知事公室長様】



挨拶

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会長 安田 ^{まさ}全 ^お男

只今ご受彰いただきました竹之内様には知事功労者表彰誠におめでとうございます。益々のご活躍をご祈念申し上げます。

さて年号も平成から令和にあらたまり本日は、来賓として滋賀県知事公室長の水上敏彦様をお迎えし令和元年度定時総会を開催しましたところ、会員並びに役員皆様には大変ご多用の所ご出席いただき心から感謝申し上げます。

また、平素より当協会の運営にご理解ご支援をいただき、県はもとより滋賀県環境整備事業協同組合様をはじめ業界関係者ならびに当協会会員の皆様に、衷心より御礼申し上げます。

後ほど詳細に報告申し上げますが、平成30年度は、事業計画に沿って、11条法定検査等を実施し、事業収支も公益法人認定法の「収支相償の原則」はございますものの、若干の黒字となりました。

さらに、未管理浄化槽の課題解決に向け、本県では昨年8月に新たに「滋賀県浄化槽適正管理推進協議会」を設立し、関係者のご理解のもと積極的な取組を進めさせていただいたところですが、当協会ならびに業界を取り巻く環境は大変厳しいものがあり、令和元年度においては、県をはじめ関係者のご理解を得てさらなる課題解決に向けた具体的な取組が不可欠であると考えております。

折しも、国においても浄化槽台帳の整備を義務化する等の浄化槽法の改正作業が本格化しており、本県のこれまでの取り組みは、国の法改正の取り組みを先行する形となっております。

本日はこうしたことも踏まえ、令和元年度事業計画及び収支予算並びに役員改選等の議案につきまして慎重かつ活発なご審議をいただきますとともに、合わせて、引き続き当協会へのご理解ご指導をお願い申し上げ、言葉足りませんが開催にあたり御礼とお願いの挨拶とさせていただきます。



祝 辞

滋賀県知事

三日月 大 造

令和元年度公益社団法人滋賀県生活環境事業協会定時総会の開会にあたりまして、一言お祝いを申し上げます。

皆様には平素より本県の環境行政、とりわけ浄化槽行政の推進につきまして格別の御理解、御協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

貴協会におかれましては、浄化槽法に基づく指定検査機関として、法定検査の実施等による適切な汚水処理の推進をはじめ、浄化槽の適正な維持管理の必要性について広く県民に御周知いただくなど、琵琶湖をはじめとする本県の公共用水域の保全や生活環境の向上にきわめて重要な役割を担っていただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

また、先ほど功労者表彰を受けられた竹之内様におかれましては、誠におめでとうございます。長年にわたる御貢献に対しまして、改めて敬意と感謝を表しますとともに、今後、益々、御活躍されますことを御祈念申し上げます。

さて、本県では、「変わる滋賀 続く幸せ」を基本理念とする「滋賀県基本構想」を新たにスタートさせました。人生100年時代を見据え、昨年から進めております「健康しが」の取組とあわせて、人も社会も自然も健康で持続可能な共生社会の実現を皆様と一緒に目指してまいりたいと考えております。

その中で、琵琶湖をはじめとする公共水域の水質保全を図ることは極めて重要であると認識しており、大規模システムである下水道などと役割を分担しつつ、浄化槽の汚水処理能力を十分に発揮させることが必要であると考えております。

昨年8月には、浄化槽の適切な維持管理や法定検査率の向上を図ること等を目的に貴協会をはじめ県や市町、業界団体の4者で滋賀県浄化槽適正管理推進協議会が設立され、貴協会には事務局として中心的な役割を担っていただいております。

浄化槽の維持管理を適切に行うためには関係者の連携が不可欠であり、これまで以上に緊密な情報共有を図り、協力して取り組んでいく必要があると認識しております。

県としましても浄化槽の適切な維持管理に向けて国や他府県等からの情報を収集し、提供するなど積極的に役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、引き続きの取組をどうぞよろしくお願いいたします。

結びに、貴協会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝、さらなる御活躍を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

協会役員、各委員会委員が決定されました

定時総会終了後に開催された第25回理事会において「部会の正副部会長の選出」「会長・副会長・常務理事の選定」「顧問の就任」「委員会の構成および正副委員長を選出」についてそれぞれ審議され、以下のとおり決定されました。

なお、顧問には、当法人の運営等に関して会長の諮問に応じご意見をいただくため、前副会長の北川光明氏が就任されました。

【部会理事名簿】

製造部会	部会長 副部会長	宮下政之 愛知和巳 山本宏幸	アムズ(株) フジクリーン工業(株)
工事部会	部会長 副部会長	長谷川伸夫 北川守己 矢野弘	大栄産業(株) 滋賀フジクリーン(株) 北川産業(株)
維持管理部会	部会長 副部会長	小山浩正 鈴木正和 田中将	(株)コテラ (株)水口テクノス (株)日吉 (株)ハウステクノ関ヶ原

【役員名簿】

会長	安田全男	(公社) 滋賀県生活環境事業協会
副会長 (会長職務代行者)	長谷川伸夫	滋賀フジクリーン(株)
副会長	宮下政之	アムズ(株)
〃	小山浩正	(株)水口テクノス
常務理事	崎山薫進	(公社) 滋賀県生活環境事業協会
理 事	三橋利寿	滋賀県循環社会推進課
〃	西村和巳	滋賀県建築課建築指導室
〃	愛知宏幸	フジクリーン工業(株)
〃	山本宏幸	大栄産業(株)
〃	北川守己	北川産業(株)
〃	矢野弘	(株)コテラ
〃	鈴木正和	(株)日吉
〃	田中将	(株)ハウステクノ関ヶ原
監 事	高村隆	(有)湖東衛生社
〃	佐々木克明	税理士

【委員会委員名簿】

総務委員会

委員長	宮下政之	アムズ(株)
副委員長	長谷川伸夫	滋賀フジクリーン(株)
委員	愛知和巳	フジクリーン工業(株)
〃	北川守己	北川産業(株)
〃	小山浩正	(株)水口テクノス
〃	鈴木正	(株)日吉

技術委員会

委員長	鈴木正	(株)日吉
副委員長	山本宏幸	大栄産業(株)
委員	愛知和巳	フジクリーン工業(株)
〃	北川守己	北川産業(株)
〃	矢野弘	(株)コテラ
〃	田中将	(株)ハウステクノ関ヶ原

法定検査運営委員会

委員長	三橋進	滋賀県循環社会推進課
副委員長	西村利寿	滋賀県建築課建築指導室
委員	宮下政之	アムズ(株)
〃	長谷川伸夫	滋賀フジクリーン(株)
〃	小山浩	(株)水口テクノス

全浄連 第7回定時総会が開催されました

一般社団法人全国浄化槽団体連合会の第7回定時総会が去る6月26日(水)に東京都新宿区のホテルグランドヒル市ヶ谷において開催され、平成30年度事業報告・収支決算が承認されるとともに、役員(理事)の補充選任が行われました。

また、平成30年度公益目的支出計画実施報告書や2019年度事業計画・収支予算が報告されました。なお、2019年度全浄連スローガンや総会決議もあわせて承認されました。

《2019年度 全浄連 活動スローガン》

～浄化槽で守ろう僕たちの水環境
浄化槽で考えよう私たちの未来～

(「浄化槽の日」標語最優秀賞作品)



全浄連 第7回定時総会 決議

浄化槽リノベーションのさらなる加速に向けた今後の取り組みについて

1. 宅内配管工事の支援と単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換のさらなる推進及び緊急性の高い老朽化した浄化槽の転換推進。
2. 市町村による効率性及び経済性の観点からより広範囲に及ぶ浄化槽処理促進区域の指定と浄化槽整備区域における整備事業の推進。
3. 検査、保守点検、清掃情報も共有する統一性のある浄化槽台帳システムの推進。
4. 保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修機会の確保。
5. エネルギー効率の低い既存の合併処理浄化槽の交換や先進的な省エネ型家庭用浄化槽の導入により低炭素化と省エネ化の促進。
6. 「防災、減災の観点から災害に強い浄化槽の速やかな整備促進」のため、平常時から学校、公民館等の公的施設(避難所)への浄化槽の設置と活用。
7. 浄化槽の維持管理費用について公的補助の推進。
8. 関係法令改正を前提にした具体策への着手。

2019年6月26日

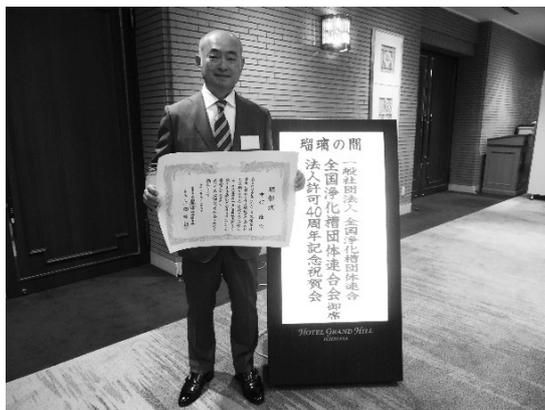
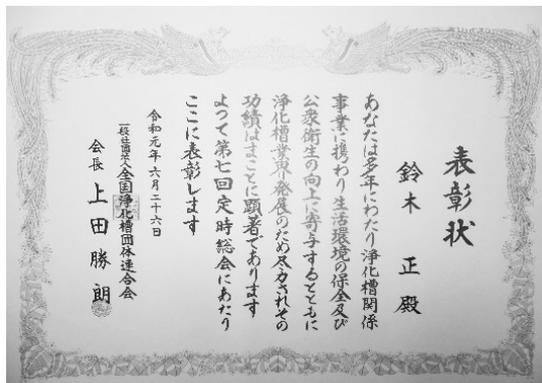
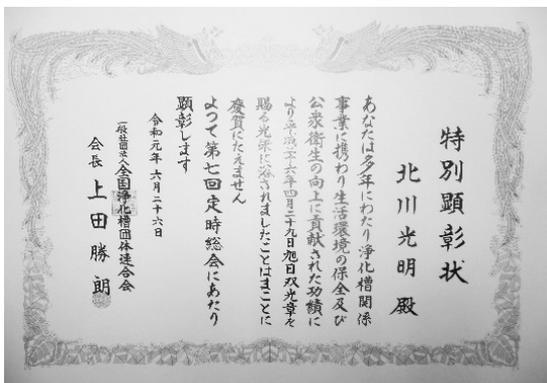
一般社団法人 全国浄化槽団体連合会
会長 上田勝朗

北川光明氏、中村隆氏、鈴木正氏が全浄連会長から表彰されました

令和元年6月26日に開催された第7回全浄連定時総会に引き続いて行われた第32回業界功労者表彰において、叙勲受章者を対象とする全浄連会長特別顕彰状が北川産業株式会社の北川光明氏に贈呈されました。

また、環境大臣表彰受賞者を対象とする全浄連会長顕彰状が株式会社日映志賀の中村隆氏に、会員団体役員等功労者に対する全浄連会長表彰状が当協会理事で株式会社日吉の鈴木正氏にそれぞれ贈呈されました。

受賞されました方々の益々のご活躍をお祈り申し上げます。



【表彰を受けられた中村隆氏】





浄化槽法改正案が成立しました



衆議院より提出されていましたが「浄化槽法の一部を改正する法律案」が去る6月12日に参議院本会議で可決成立し、6月19日に公布されました。

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日から施行されます。

今回の主な改正事項は以下のとおりです。

【使用の休止の届出等】

浄化槽管理者は、浄化槽の使用の休止に当たって当該浄化槽の清掃をしたときは、当該浄化槽の使用の休止について都道府県知事に届け出ることができること。

【浄化槽処理促進区域の指定】

市町村は、当該市町村の区域のうち自然的経済的社会的諸条件からみて浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を特に促進する必要があると認められる区域を、浄化槽処理促進区域として指定することができること。

【公共浄化槽】

市町村は、浄化槽処理促進区域内に存する建築物に居住する者の日常生活に伴い生ずる汚水を処理するために浄化槽を設置しようとするときは、浄化槽の設置に関する計画を作成するものとする。

【浄化槽管理士に対する研修の機会の確保】

浄化槽の保守点検を業とする者に対する登録に関する条例において、その登録要件として浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項が定められたこと。

【浄化槽台帳の作成】

都道府県知事は当該区域に存する浄化槽ごとに、浄化槽台帳を作成するものとする。

【協議会】

都道府県及び市町村は、浄化槽管理者に対する支援、公共浄化槽の設置等、浄化槽台帳の作成その他のその都道府県又は市町村の区域における浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うため、協議会を組織することができること。

【特定既存単独処理浄化槽に対する措置】

都道府県知事は、既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるものに係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができること。

2019年度省エネ型浄化槽システム導入推進事業が実施されています

わが国では、2030年までに温室効果ガス排出量を2013年度比26%削減を目指して、地球温暖化を抑止するため様々な施策を実施しています。

環境省では浄化槽分野における低炭素化を推進するため、2017年度から省エネ型浄化槽システムの導入を推進しており、今年度は予算規模と補助対象範囲を拡充した「2019年度二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金(省エネ型浄化槽システム導入推進事業)」を実施しています。

本補助金は、既設中・大型合併処理浄化槽の処理工程におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を図るために高効率な機械設備等を導入する事業に要する経費の一部を補助することで、地球環境保全及び生活環境の保全に資することを目的としており、今年度は以下の2つの事業が対象となっています。

【Type1】

51人槽以上の既設合併処理浄化槽に付帯する機械設備等の改修・導入事業
(補助対象事業費の2分の1を補助)

【Type2】

構造基準に基づき設置された60人槽以上の合併処理浄化槽に係る本体交換事業
(標準工事費の2分の1を補助)

＝募集期間＝

Type1：2019年11月29日まで
Type2：2019年10月31日まで

本事業は、一般社団法人全国浄化槽団体連合会が環境省より執行団体として採択されており、今年度から当協会が交付申請書類等の受付窓口になっていますので、申請予定がある場合やお問い合わせは当協会までお願いいたします。

なお、本事業に関する説明会を去る6月19日(水)《市町対象》、6月24日(月)《協会会員企業対象》の両日に開催しました。



【説明会の様子】

平成30年度「滋賀県浄化槽適正管理推進協議会」の取組成果について

平成30年8月24日に設立しました「滋賀県浄化槽適正管理推進協議会」において、協議会を2回、作業部会を3回開催し、本年度の重点的な取り組みとして「浄化槽台帳の整備に関すること」「浄化槽管理者に対する指導・啓発に関すること」の2つの事項を中心に関係四者（県、市町、業界、協会）が協議を重ね、次のとおり一定の成果を得ることができました。

《協議結果の概要》

- ① 浄化槽台帳の整備に向けては、『ロードマップ』に基づき、相互連携して計画的に取り組むを進めることとする。
- ② 市町においては、維持管理、法定検査に関する情報を反映させた「浄化槽管理台帳」を作成し、これにより明らかとなる未管理浄化槽の管理者等に対する指導・助言を重点的に行うこととする。
- ③ 「休止浄化槽」の取扱いについて、『休止浄化槽取扱要領』（準則）を定めるとともに、浄化槽の使用休止または使用再開における手続きおよび清掃・保守点検の作業実施基準を定めることとする。
- ④ 浄化槽の日である10月1日を起点に、毎年『浄化槽適正管理啓発推進月間』を設定し、浄化槽の適正管理に向けて、浄化槽管理者等に対する「啓発チラシ」の配付など関係四者が連携した取り組みを進めることとする。



【第2回協議会の様子】



【作業部会の様子】

令和元年度の協議が始まりました

令和元年度第1回目の滋賀県浄化槽適正管理推進協議会を7月24日(水)に開催しました。

本年度からは関係四者連携のもとにロードマップに基づき具体的な取り組みを進めることとなりますが、浄化槽法の一部を改正する法律案が可決成立したことを受けて、改正法との整合性などを図りながら取り組みを進めていきます。

本年度も昨年度と同様に、協議会を2回、作業部会を3回程度開催する予定です。



【令和元年度第1回協議会の様子】

法定検査精度管理委員会を開催しました

平成21年度から実施しています効率化11条検査は、指定採水員制度を活用していますが、その精度を確保するため「法定検査精度管理委員会」を、平成31年1月24日(木)開催しました。

当委員会は、学識経験者や行政機関代表者等の委員で構成されており、当日は ①効率化11条検査の実施状況について ②二次検査の実施状況について ③クロスチェック検査の実施状況についてそれぞれ審議し、引き続き精度の確保に努めて11条検査を推進することとされました。



【委員会の様子】

指定採水員指定講習会を開催しました

平成21年度から実施している効率化11条検査の一次検査を担う指定採水員の指定講習会を平成31年3月5日(火)、6日(水)の両日、ライズヴィル都賀山(守山市)において開催しました。

本講習会には新たに採水員の指定を受けようとする3名の受講者を含めて両日合わせて21名の受講がありました。

講習会受講修了者から指定採水員指定申請書の提出を受けて、指定採水員指定書および身分証明書を発行しました。



【講習会の様子】

浄化槽関係市町担当者研修会を開催しました

去る6月21日(金)に県内市町の浄化槽関係事務を担う職員を対象に研修会を開催しました。当日は15市町から19名の参加があり、県循環社会推進課からは、「浄化槽法の概要と浄化槽事務について」、また、協会からは「浄化槽の基礎知識、法定検査と維持管理、効率化11条検査について」資料に基づいて説明し、日頃の業務に活用いただけるよう研鑽を深めました。



【研修会の様子】

研修会の冒頭、当協会の崎山事務局長から「滋賀県では、昨年8月に県・市町・業界・指定検査機関の関係四者からなる『滋賀県浄化槽適正管理推進協議会』を設置したこと、本年度からはロードマップに基づき四者連携のもとに具体的取り組みを進める必要がある。」とのあいさつがありました。

全国浄化槽技術研究集会在開催されます

公益財団法人日本環境整備教育センター主催の「浄化槽の日」関連行事の一環である第33回全国浄化槽技術研究集会在10月9日(水)～10日(木)に秋田市で開催されます。

本研究集会是、浄化槽に関する技術の向上と適正な普及促進を図ることを目的に毎年開催されており、全国から大学・研究機関の浄化槽研究者、浄化槽行政担当者、議会議員、浄化槽業界関係者等が集い、浄化槽に関する研究発表・事例発表及びシンポジウムなどを通じた最新情報の提供や意見交換により、水環境の保全に寄与し、快適な生活環境を創造する一助として期待されています。



滋賀県知事指定検査機関

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

〒520-3015

栗東市安養寺7丁目1番25号

ウィンドワードTビル3F

TEL 077-554-9271

554-9272

FAX 077-554-9293

